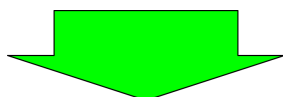


【初診時の機能強化加算に関する院内掲示】

当院は『かかりつけ医』として以下の取組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で必要な服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
(主治医として介護の意見書の作成)
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は以下の通りです。



※ 厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html



医療法人社団 平郁会
日本橋かきがら町クリニック
院長